

障害者自立支援法の改正を巡る情勢について

平成19年10月1日

全国重症心身障害児（者）を守る会顧問

山 崎 國 治

(1) 障害者自立支援法の見直し協議

平成19年9月24日に、自由民主党と公明党との間で、政権協議が行われ、翌25日、党首による連立政権合意書の署名によって新しい政策合意が成立しました。

全部で15項目となっています。その内容は、拙稿の「中央の動き9月」に掲載しておきました。

その6項目に、次のことが記載されています。

「6、障害者施策等

障害者自立支援法について抜本的な見直しを検討するとともに、
障害者福祉基盤の充実を図る。

『ユニバーサル社会形成推進法（仮称）』の制定について検討する。」

(2) 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律 (案)、民主党が参議院に提出

平成19年9月28日、かねて準備が進んでいた障害者自立支援法と児童福祉法の一部改正（案）が、参議院に提出されました。

今の臨時国会は、11月10日までの会期ですから、審議に入れるかどうかは、微妙な情勢となっています。

ここでは、民主党提出の「改正案」を概観してみます。

① 障害者自立支援法の改正点

障害者自立支援法附則第2条の次に、「第2条の2」「第2条の3」「第2条の4」の3条を追加するとしています。

● 第2条の2

国と地方公共団体は、当分の間、障害福祉サービスの円滑な提供の確保を図るため必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対し、財政上及び金融上の支援を行うものとする。

この規定は、児童福祉法の改正にも規定されています。要するに、事業者に金銭的な援助の道を開いておくことにしたものです。

● 第2条の3

サービス利用の1割負担を、当分の間、「定率負担」から平成15年度から平成17年度まで採用していた支援費制度の費用負担、つまり、応能負担に戻す規定です。改正条文は、「別紙」を参照してください。

介護給付費・訓練等給付費の100分の90給付は適用しないとしています。

1号の「第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準」とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日・

厚生労働省告示523号）」の基準のことです。

現在、適用されている「単位表」のことです。「介護給付費等単位数表」

として、「居宅介護」から始まって、「共同生活援助」まで、16項目に

及ぶ単位数と詳細な説明が記述してあります。

2号は、「障害者又は障害児の保護者の負担能力に応じ厚生労働大臣が定める基準により算定した額」となっていますので、「基準」が示されないと、具体的な利用者負担額はわかりません。また、対象収入額の範囲をどう考えるか、収入認定をしない必要経費をどうとらえるかなどが

示されないと、実際の負担額の算定は困難といえます。

● 第2条の4

この規定は、特例介護給付費・特例訓練等給付費の額に関する暫定措置の規定となっています。

法律の本文の改正は以上の3条文の追加です。

続いて、「附則」の改正案となりますので、以下に説明いたします。

附則第3条の現行規定を、次のように改正するとしています。

「政府は、この法律の施行後2年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲、障害程度区分及びその認定の在り方、指定障害福祉サービス等に要する費用の算定の単位となる期間の在り方並びに地域生活支援事業に関する費用負担の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

この条文は、改正案では、「第2項」となります。

「第1項」は、次のような新設条文となっています。

「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、早急に、就労の支援を含めた障

害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

「第3項」も新設の条文となっています。次の通りです。

「政府は、前項の検討を行うに当たっては、障害者等による障害福祉サービスの利用の実態及び障害福祉サービスを利用する障害者等に対する地方公共団体による財政上の支援の実態について調査を行うものとする。」

現行規定の第2項を、第4項とし、次の第5項を新設しています。

「政府は、第1項、第2項及び前項の検討を行うに当たっては、障害者等、障害福祉サービスを行う者、自立支援医療を行う者、学識経験者その他の関係者による協議の場を設け、その意見を聴くものとする。」

附則の改正条文は、①指定旧法施設支援に係る介護給付費の額に関する暫定措置（第21条の2）②特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額に関する暫定措置（第22条の2）が規定されています。

以上が、障害者自立支援法の一部改正の内容です。

（3） 児童福祉法の一部改正の内容

児童福祉法の一部改正は、条文としては二つです。

現行規定第63条の5の条文の次に、「第63条の6」と「第63条の7」の二つの条文を追加するとしています。

条文の趣旨は、障害者自立支援法一部改正案で示されている附則第2条の2

と附則第2条の3と同じです。

以下に、追加条文を述べます。

第63条の6

国及び地方公共団体は、当分の間、障害児施設支援の円滑な提供の確保を図るため必要があると認めるときは、指定知的障害児施設等の設置者に対し、財政上及び金融上の支援を行うものとする。

第63条の7

第24条の2第1項の規定により支給する障害児施設給付費の額は、障害児施設給付費に係る指定施設支援に要する費用の負担が施設給付決定保護者の家計に与える影響の軽減を図るため、当分の間、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

第1号と第2号の条文は、「別紙」を参照してください。

改正条文の施行期日は、平成20年1月1日から施行するとしています。

(4) 法改正の理由

障害者自立支援法の施行により増大した障害者又は障害児の保護者の経済的負担を軽減し、かつ、障害福祉サービス等の円滑な提供の確保を図る

ため、当分の間、障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障害者等の負担能力に応じたものとするとともに、国及び地方公共団体が指定障害福祉サービス事業者等に対し必要があると認めるときは財政上及び金融上の支援を行うものとする等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

(5) 「抜本的な見直しの検討」の中身は、どうなるのか

自由民主党と公明党の政権協議の合意事項となった障害者自立支援法の改正案は、どういう内容となるのか、単なる見直しと違い、どういう内容が「抜本的」見直しとして示されるのか、注目しているところです。

もともと、附則第3条の規定で、平成21年には見直しによる法改正が予定されていた。この規定を前倒しして見直すという意味が、今回の「抜本的な見直し」を指しているのか、それとも附則第3条の規定とは別に、民主党の改正案に沿った見直しとなるのか、「見直しの範囲」についても注目する必要があります。

政権協議による見直しが、民主党の改正案にクリンチ（抱きつき）する改正案とならないことを願っています。

終わりに当たり、9月26日午後に行われた舛添厚生労働大臣の記者会見における発言を紹介して、結びといたします。

「高齢者医療にしても後期高齢者医療にしても障害者自立支援法にしても、そこに含まれている高邁な理想であるとか、評価して良いいろんな枠組みについて、これはきちんと守っていききたい。そういう理想までをかなぐり捨ててやるのは、私は基本的に反対です。

しかし、新しく作った枠組みは、枠組みとしても、しかし、目の前で非常に困窮している方々がおられる。非常な負担増になられる方々がおられるということについては、何らかの予算措置でこれはつくる。例えば、障害者自立支援の問題については、やはりいろんな問題がありましたから、補正予算含めて、激変緩和とい

うか、そういう経過措置をやりました。それで、相当なご不満と
いうのが解消できたと私は思っています。」

(平成19年10月1日 記)